

国立大学法人東京外国語大学国際学術 戦略本部規程

〔平成18年 6月 6日〕
規則第38号

改正 平成19年10月23日規則第87号

（設置）

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、役員会直属の国際学術戦略本部を置く。

（目的）

第2条 国際学術戦略本部は、本学の教育研究の個性と資源を基盤としつつ、戦略性及び機動性を持った国際的な活動を推進するとともに、本部事業を通じて国際化を主導する人材の養成を図ることを目的とする。

（所掌事項）

第3条 国際学術戦略本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国際戦略の策定
- (2) 海外研究拠点の設立及び運営に関する支援
- (3) 海外ネットワーク及び国際コンソーシアムの形成
- (4) 国際協力・国際貢献活動の推進支援
- (5) 国際連携教育の推進支援
- (6) 国際学術活動支援体制の構築
- (7) 国際学術業務を支援する人材の養成
- (8) その他前条の目的達成に必要な事項

（組織）

第4条 国際学術戦略本部は、次の各号に掲げる本部員をもって組織する。

- (1) 学長の指名する理事 1名
- (2) 学長の指名する本学の教員
- (3) 国際展開マネージャー
- (4) リエゾンオフィサー 若干名
- (5) 研究協力課長
- (6) 留学生課長
- (7) 研究協力課国際交流係長
- (8) その他学長が指名する者

（任期）

第5条 第4条第2号及び第8号の本部員の任期は、学長が任期等を指定した者を除き、2年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えることはできない。

2 前項の本部員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部長等)

第6条 国際学術戦略本部に、本部長及び副本部長を置き、本部長には第4条第1号に定める者を、また、副本部長には同条第2号に定める者のうち、本部長の指名する者をもって充てる。

2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代行する。

(職務)

第7条 本部長は、国際学術戦略本部を統括する。

2 副本部長は、本部長の職務を補佐する。

3 国際展開マネージャーは、本部長の命を受け、国際学術戦略本部のマネジメントの核心として業務を遂行する。

4 リエゾンオフィサーは、国際展開マネージャーの命を受け、国際学術戦略本部のマネジメント業務を遂行する。

(アドバイザー委員会)

第8条 第2条に定める目的の遂行に関する助言と評価を得るため、学長が指名する学外有識者若干名からなるアドバイザー委員会を置く。

2 アドバイザー委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えることはできない。

3 前項の委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営室等)

第9条 国際学術戦略本部は、必要に応じて運営室、作業部会等を設けることができる。

(庶務)

第10条 国際学術戦略本部に関する庶務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、国際学術戦略本部において定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年6月6日から施行し、平成17年9月1日から適用する。

2 国立大学法人東京外国語大学国際交流室規程(平成16年4月1日規則第107号)は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成19年10月23日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

2 この規程の施行後、最初に指名される第4条第2号及び第8号の本部員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。